

## 国民生活審議会消費者政策部会の今後の運営について

### 1. テーマ

「21世紀型消費者政策の具体化に向けて」

### 2. 背景

- (1) 我が国の消費者政策は、昭和43年に制定された消費者保護基本法を基本的な枠組として展開されてきたが、その後の経済社会の大きな変化を踏まえ、消費者政策の基本的な考え方や施策の内容を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい消費者政策として再構築することが不可欠である。こうした認識の下、第18次国民生活審議会の消費者政策部会においては、「21世紀型の消費者政策の在り方」について審議を重ね、本年5月、最終報告をとりまとめた。
- (2) 同報告では、消費者を「保護される者」から「自立した主体」として捉え直すとともに、安全の確保や必要な情報の入手等を消費者の権利として位置づけ、この権利を実現するために、消費者政策を強力に展開すべきであることが提言されている。
- (3) 政府においては、本年7月、消費者保護会議において、同報告の趣旨を最大限尊重し、消費者保護基本法の見直し、公益通報者保護制度の整備、消費者団体訴訟制度の導入の検討を始めとして、戦略的かつ機動的に消費者政策を推進することを決定した。
- (4) 今次国民生活審議会の消費者政策部会においては、以上のような状況を踏まえ、21世紀型の消費者政策を具体化し、各般の政策ツールを整備していく上での諸課題について調査審議する。

### 3. 主な調査審議事項

#### (1) 当面の審議事項

##### 消費者保護基本法の見直し

消費者政策部会報告においては、消費者保護基本法見直しの方向性として、消費者の位置付けの転換（保護から自立へ）等の消費者政策の理念、行政・事業者の責務と消費者の役割等を明らかにするとともに、施策に関する規定、苦情処理・紛争解決、行政の推進体制等を総合的に検討することが提言された。これを踏まえ、同法見直しの具体化に向けた審議を行う。

##### 公益通報者保護制度の整備

消費者政策部会報告において、事業者による法令遵守を確保して消費者利益の擁護等を図るため、公益通報者の保護に関する民事ルールの明確化を図る制

度の整備について提言されたことから、同制度の整備の具体化について審議を行う。

( 2 ) 今後の検討課題

消費者団体訴訟制度の導入

消費者政策部会報告において、事業者に比べ弱い立場にある消費者個人に代わり、一定の消費者団体に訴訟を提起する権利を認める制度（消費者団体訴訟制度）が必要であるとの提言がなされたことを踏まえ、同制度の導入に向けた審議を行う。

消費者契約法の見直し

平成 13 年 4 月に施行された消費者契約法について、同法施行後の状況を踏まえ、消費者契約の一層の適正化を図るため、同法の見直しに向けた審議を行う。